

会計規程（抄）

平成 15 年 10 月 1 日
独立行政法人日本貿易振興機構規程第 6 号
最新改正 令和 2 年 9 月 1 日

第 5 章 契約

（契約方法）

第 3 3 条 契約は一般競争入札に付し、当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。

- 2 その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（予定価格）

第 3 3 条の 2 契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を作成しなければならない。

- 2 予定価格の決定方法、取扱い等については、契約に関する内規（独立行政法人日本貿易振興機構内規第 134 号）に定める。

（指名競争入札）

第 3 4 条 契約が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争入札の方法により契約を締結することができる。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争入札に付する必要がないとき
- 二 一般競争入札に付することが不利と認められるとき
- 三 前二号に規定するもののほか、事業運営上必要があるとき
- 2 前項第三号に該当する契約については、別に定める。
- 3 随意契約によることができる場合においては、指名競争入札に付することを妨げない。

（随意契約）

第 3 5 条 契約が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、随意契約の方法により契約を締結することができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 緊急を要する場合で、競争に付する暇がないとき。
- 三 競争に付することが不利と認められるとき。
- 四 前各号に規定するもののほか、事業運営上必要があるとき。
- 2 前項第四号に該当する契約については、別に定める。

3 第1項の規定により随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書をとらなければならない。

(契約書)

第36条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な条項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については契約書の作成を省略し、又はこれに代わる書類をもって処理することができる。

(長期継続契約)

第36条の2 翌年度以降にわたる契約については、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電子通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他別に定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその配賦を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。